

約款 新旧対照表

『SSLサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第4条(サービス内容)	<p>第4条(サービス内容)</p> <p>1. SSLサーバ証明書申請代行サービス(以下、「申請代行サービス」といいます)は、認証局に対する、SSLサーバ証明書の発行(当該SSLサーバ証明書の発行を行う認証局が当該SSLサーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます)および第11条に定める有効期間の更新に必要な各認証局への諸手続を、当社が、SSLサーバ証明書の新規発行または発行済みSSLサーバ証明書の有効期間の更新を希望する者に代わって行うサービスです。申請代行サービスによりSSLサーバ証明書の発行申請または有効期間の更新を行うことができる認証局およびSSLサーバ証明書の品目は、当社ホームページに定めるものとします。</p> <p>2. SSLサーバ設定代行サービス(以下、「設定代行サービス」といい、申請代行サービスと設定代行サービスを併せて「本SSLサービス」といいます)とは、申請代行サービスにより発行されたまたは利用者が申請代行サービスによりすでに発行を受けたSSLサーバ証明書を、利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。設定代行サービスは、特定の基本サービスを利用する利用者のみ申込みことができるものとします。当該特定の基本サービスの品目については、当社ホームページに定めるものとします。</p>	<p>第4条(サービス内容)</p> <p>1. SSLサーバ証明書申請代行サービス(以下、「申請代行サービス」といいます)は、認証局に対する、SSLサーバ証明書の発行(当該SSLサーバ証明書の発行を行う認証局が当該SSLサーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます)および第11条に定める有効期間の更新に必要な各認証局への諸手続を、当社が、SSLサーバ証明書の新規発行または発行済みSSLサーバ証明書の有効期間の更新を希望する者に代わって行うサービスです。申請代行サービスによりSSLサーバ証明書の発行申請または有効期間の更新を行うことができる認証局およびSSLサーバ証明書の品目は、当社ホームページに定めるものとします。</p> <p>2. SSLサーバ設定代行サービス(以下、「設定代行サービス」といい、申請代行サービスと設定代行サービスを併せて「本SSLサービス」といいます)とは、申請代行サービスにより発行されたまたは利用者が申請代行サービスによりすでに発行を受けたSSLサーバ証明書を、利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。設定代行サービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。</p>	<p>・利用条件の詳細な定めについては、当社ホームページに定めるものとします。</p>
第6条(申込みの拒絶)	<p>第6条(申込みの拒絶)</p> <p>1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、上位規定に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条第1項または第2項の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>2. 当社及び認証局は、前条第1項または第2項の申込みを承諾しないことに関連して利用者に生ずる一切の損害について何ら責任を負いません。</p>	<p>第6条(申込みの拒絶)</p> <p>1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、上位規定に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条第1項または第2項の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>2. 当社および認証局は、前条第1項または第2項の申込みを承諾しないことに関連して利用者に生ずる一切の損害について何ら責任を負いません。</p>	<p>・誤字・脱字を修正します。</p>
第12条(保証、免責)	<p>第12条(保証、免責)</p> <p>1. 当社は、申請代行サービスを提供するにあたり、本SSL約款の定めに従い、当該SSLサーバ証明書の発行または有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、SSLサーバ証明書が発行されること、及びSSLサーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行に関連して利用者に生じた一切の損害について、7条に定める返金を除き、何ら責任を負いません。</p> <p>2. 申請代行サービスにより発行されたSSLサーバ証明書は、当該SSLサーバ証明書を発行する認証局の定める上位規定に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該SSLサーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該SSLサーバ証明書を使用することにに関連して生じた一切の損害について何ら責任を負いません。</p> <p>3. 利用者が発行を受けたSSLサーバ証明書について、当該SSLサーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該SSLサーバ証明書の有効な提供が中断、終了、または仕様の変更等が行われる場合があり、当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更および当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第12条(保証、免責)</p> <p>1. 当社は、申請代行サービスを提供するにあたり、本SSL約款の定めに従い、当該SSLサーバ証明書の発行または有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、SSLサーバ証明書が発行されること、およびSSLサーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行に関連して利用者に生じた一切の損害について、第7条に定める返金を除き、何ら責任を負いません。</p> <p>2. 申請代行サービスにより発行されたSSLサーバ証明書は、当該SSLサーバ証明書を発行する認証局の定める上位規定に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該SSLサーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該SSLサーバ証明書を使用することにに関連して生じた一切の損害について何ら責任を負いません。</p> <p>3. 利用者が発行を受けたSSLサーバ証明書について、当該SSLサーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該SSLサーバ証明書の有効な提供が中断、終了、または仕様の変更等が行われる場合があり、当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更および当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>・誤字・脱字を修正します。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年2月4日に制定され、同日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成27年2月4日から適用されたSSLサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年7月30日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>